

第76回“社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

実施要綱

中央推進委員会

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、新たな被害者も加害者も生まない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な活動です。

1 第76回“社会を明るくする運動”的「統一テーマ」

「保護司」をはじめとする更生保護ボランティアを広く知ってもらおう

- 「更生保護」は、国、地方公共団体、民間が協力して、犯罪や非行から立ち直りうとする人たちを支援する取組であり、とりわけ、「保護司」をはじめとする多くの更生保護ボランティアは、そのような人たちを地域社会で支え、再出発を助けています。
- 日本の更生保護の取組は、良好な治安を支えるものとして、海外でも高く評価されており、令和7年12月に国連総会で採択された「再犯防止に関する国連準則」でも“hogoshi”が紹介されていますが、国民の認知度は必ずしも高くありません。
- 社会経済の状況や地域社会、犯罪情勢等が大きく変化する中で、更生保護が機能していくためには、更生保護の取組に対する国民一人一人の理解と協力がより一層必要となります。
- そこで、“社会を明るくする運動”的な取組を通じ、「保護司」をはじめとする更生保護ボランティアの存在や役割を広く国民に知ってもらうことを第76回の「統一テーマ」として、活動を展開することとします。

2 「統一テーマ」を踏まえた具体的な活動展開の例

- (1) 中央推進委員会、都道府県推進委員会及び地区推進委員会を構成する機関・団体やその他関係機関・団体が発行する広報誌等において、保護司や更生保護ボランティアの紹介記事を掲載する。
- (2) 地域の各種イベントの挨拶などの機会を活用して更生保護ボランティアの活動について紹介する。
- (3) 保護司や更生保護ボランティアの活動をテーマとするシンポジウムや講演会などを開催し、広く地域住民に参加を呼び掛ける。
- (4) 小中学校・高校等における授業・学習や作文コンテストの実施の機会などを捉え、保護司等が学校を訪問して、非行防止や立ち直りをテーマとした講話をを行うなど、学校と更生保護ボランティアが関わる機会を設ける。

- (5) 「国際更生保護ボランティアの日」関連の企画、各地の名所・建造物のイエローライトアップ、各種の街頭広報活動を行う際には、更生保護ボランティアの存在や役割を知ってもらえるよう工夫するとともに、それが広く報道されるよう努める。
- (6) 「保護司になるなんて、思ってもみなかった。」のポスター掲示、リーフレット設置及び動画放映について、新たな掲示先等の確保を図り、あるいは、保護司や更生保護ボランティアの活動に関する情報をSNSやホームページなどで発信する。
- (7) その他の活動においても、「統一テーマ」を踏まえた内容となるよう工夫する。

3 この運動の組織

この運動は、中央推進委員会、都道府県推進委員会及び地区推進委員会により推進することとします。

(1) 中央推進委員会

中央推進委員会は、別添掲記の機関・団体により組織し、次のような活動を行うこととします。

ア この運動の基本的な方針を定めること。

イ 内閣総理大臣メッセージ、「幸福（しあわせ）の黄色い羽根」、「更生ペンギンのホゴちゃん」、法務省保護局ホームページ等を活用するなどして、「統一テーマ」を踏まえた中央行事を企画・実施すること。

ウ 都道府県推進委員会及び地区推進委員会の活動内容の充実や組織強化等を支援すること。

エ この運動の実施結果を取りまとめ、全国に周知すること。

(2) 都道府県推進委員会・地区推進委員会

都道府県推進委員会及び地区推進委員会は、都道府県、市区町村等を単位として広く関係機関・団体の参加を得て組織し、中央推進委員会と連携しつつ、次のような活動を行うこととします。

ア 地域の実情に応じ、「統一テーマ」を踏まえた取組を企画・実施すること。

イ この運動の推進に寄与する活動を行う団体又は個人に対する支援及び協力をすること。

4 強調月間等

例年のとおり、7月を“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間とします。再犯の防止等の推進に関する法律においても、同じく7月が「再犯防止啓発月間」とされています。

運動の推進に当たっては、近年の夏季の気温上昇を踏まえ、効果的かつ安全に活動を実施する観点から、活動の実施時期・方法等を工夫することとします。

中央推進委員会を構成する機関・団体一覧

別添

[官公庁]

最高裁判所 内閣府 警察庁 金融庁 消費者庁 こども家庭庁 デジタル庁 復興庁 総務省
法務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 外務省 財務省 環境省
防衛省 最高検察庁

[司法]

日本弁護士連合会 日本司法書士会連合会 日本公証人連合会 日本司法支援センター

[士業団体]

日本行政書士会連合会 日本税理士会連合会 全国社会保険労務士会連合会 日本土地家屋調査士会連合会

[警察]

(公財) 全国防犯協会連合会 (一財) 全日本交通安全協会 (公社) 全国少年警察ボランティア協会

[自治]

全国知事会 全国市長会 全国町村会

[金融関係]

(一社) 全国銀行協会 (一社) 全国信用金庫協会 (一社) 全国地方銀行協会
(一社) 第二地方銀行協会 金融経済教育推進機構

[経済・産業]

(一社) 日本経済団体連合会 日本商工会議所 全国商工会連合会 全国中小企業団体中央会 石油連盟
全国商店街振興組合連合会 全国石油商業組合連合会 (一社) 日本百貨店協会 (一社) 日本民営鉄道協会
(公社) 日本バス協会 (公社) 全日本トラック協会 (一社) 日本自動車整備振興会連合会
(一社) 全国L Pガス協会 (一社) 全国建設業協会 (公社) 日本中国料理協会
全国興行生活衛生同業組合連合会 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
(一社) 日本アミューズメント産業協会 (一社) 建設産業専門団体連合会

[労働]

日本労働組合総連合会 労働者福祉中央協議会

[農業]

(一社) 全国農業協同組合中央会

[社会・厚生]

(福) 全国社会福祉協議会 全国民生委員児童委員連合会 (福) 中央共同募金会
(福) テレビ朝日福祉文化事業団 (福) NHK厚生文化事業団 (公社) 日本社会福祉士会
(公社) 日本精神保健福祉士協会 全国地域活動連絡協議会 (一財) 児童健全育成推進財団
(公財) 麻薬・覚せい剤乱用防止センター (一社) 日本臨床心理士会
(一社) 全国地域生活定着支援センター協議会 (公社) 日本公認心理師協会
(一社) 公認心理師の会 (一社) 日本農福連携協会 (一社) 日本作業療法士協会

[教育]

全国高等学校長協会 全日本中学校長会 全国連合小学校長会 (公社) 日本P T A全国協議会
(一社) 全国高等学校P T A連合会 (公社) 全国公民館連合会 法科大学院協会
(一社) 日本ソーシャルワーク教育学校連盟

[文化・芸術]

(公社) 日本将棋連盟 (公財) 日本棋院 (公財) 日本美術院
(公財) 文化財保護・芸術研究助成財団 (一社) 落語協会 (公社) 日本作曲家協会

[報道関係]

(一社) 日本新聞協会 日本放送協会 (一社) 日本民間放送連盟 (公社) AC ジャパン

[スポーツ・体育]

(公財) 日本スポーツ協会 (一社) 日本野球機構 (公社) 日本プロサッカーリーグ (公財) 全日本剣道連盟
(一財) 全日本剣道道場連盟 (公財) 全日本柔道連盟 (一財) 日本フットサル連盟 (公財) J K A
(一財) 日本ボクシングコミッショナ (公社) 日本アメリカンフットボール協会 (一社) 日本女子プロゴルフ協会
(公財) 日本ラグビーフットボール協会

[青年運動・女性運動]

全国女性団体連絡協議会 日本青年団協議会 (一社) 日本勤労青少年団体協議会
(公社) 全国子ども会連合会 (公財) ボーイスカウト日本連盟 (公社) ガールスカウト日本連盟

[その他]

(公財) 日本宗教連盟 (公財) 交通道徳協会 (一財) 平和協会 (公財) あしたの日本を創る協会 日本赤十字社
(公財) 日本財団

[法務省関係]

(公財) 矯正協会 (公財) 全国教誨師連盟 (公財) 全国篤志面接委員連盟 (更) 日本更生保護協会
(更) 全国保護司連盟 (更) 全国更生保護法人連盟 (一社) 日本更生保護女性連盟 (特非) 日本B B S連盟
(更) 立川更生保護財団 (認特) 全国就労支援事業者機構 全国人権擁護委員連合会

※事務局長は、法務省大臣官房秘書課長とし、事務局は、法務省保護局更生保護振興課に置く。